

神戸市保育所地域子育て支援センター事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、地域に密着した子育ての専門施設である保育所の場を活用して、地域の各保育所等の間で連携を図り、特別保育事業等を積極的に実施するなど、地域の保育需要に応じるとともに、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導及び子育てサークル等への支援をすることを目的として、保育所地域子育て支援センター事業（以下「子育て支援センター事業」という。）を実施することについて必要な事項を定める。

(事業の実施)

第2条 子育て支援センター事業は、別に市長が指定する保育所（以下「指定保育所」という。）において実施するものとする。

- 2 子育て支援センター事業の実施を希望する社会福祉法人等は、「神戸市保育所地域子育て支援センター事業実施指定申請書」（様式第1号）により、市長あて申請を行う。
- 3 市長は、子育て支援センター事業に対する需要等を勘案のうえ、「神戸市保育所地域子育て支援センター事業実施指定通知書」（様式第2号）により、事業実施保育所の指定を行うものとする。
- 4 指定保育所においては、他の区内の保育所と連携し、子育て支援センター事業を実施するものとする。
- 5 指定保育所は、他の区内の保育所の所長を含めた運営会議を開催し、子育て支援センター事業の円滑な推進に努めるものとする。

(事業の内容)

第3条 指定保育所は、次の各号の事業を実施する。

① 体験保育事業

- ① 在宅の乳幼児を対象に、概ね1か月の体験保育を実施する。
- ② 受入れの児童数は、保育所の最低基準を満たす範囲で、概ね1回15組程度とする。
- ③ 子育て支援センターから他の保育所に出向いての体験保育も実施する。
- ④ 保育材料費等の実費は保護者より徴収する。

② 育児相談及び育児講座の開催

電話等による育児に対する相談を受け付けるとともに、地域の子育て支援のため、保健婦、保母、育児経験の豊富な者等を講師に迎え、子どもの健康管理、遊びなどについて講義及び実践教室を開催する。

③ 子育てサークル等の育成・支援及び情報提供

- ① 子育て家庭が育児に関する情報交換や子育ての相互協力等を行える地域ネットワークの育成・支援を行う。
- ② 子育てサークル、子育てに関する図書、保育所での地域交流活動などの情報を提供する。
- ③ 情報提供については、指定保育所の子育て支援スペースに図書コーナーの充実を図る。

④ 特別保育対策事業の実施

一時的保育等のニーズに応え、特別保育事業を積極的に取り組む。

(事業計画書の提出)

第4条 前条の事業を実施する場合、市長に対し、年度当初に子育て支援センター事業実施計画書を提出しなければならない。

(職員の配置)

第5条 指定保育所には、地域の子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を専門に担当する地域子育て指導者（以下「指導者」という。）及びその補助的業務を行う子育て指導者（以下「補助者」という。）を置くものとする。

- 2 指導者は、児童の育児、保育に関する相談指導等についての相当の知識及び経験を有する者であって、各種福祉施策についても知識を有している保母等であること。
- 3 補助者は、児童の育児、保育に関する相談指導等についての相当の知識及び経験を有する保母等であること。
- 4 指導者及び補助者は、各種研修等に積極的に参加し、指導技術の向上に努めること。

(子育て支援スペース)

第6条 指定保育所は、子育て支援センター事業を実施するにあたり、本事業専用の子育て支援スペースを確保しなければならない。

- 2 本事業専用の子育て支援スペースについては、多目的室等入所児童に係る保育室以外の場所を確保すること。
- 3 遊戯室又は屋外遊戯場については、入所児童と共同で使用できるものとするが、入所児童の処遇に支障のないよう十分留意すること。

(補助)

第7条 私立の指定保育所については、子育て支援センター事業の円滑な実施のため、別に定めるところにより、補助を行うものとする。

(施行の細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、子育て支援センター事業の実施について必要な事項は、主管局長が定めるものとする。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。